

安全データシート

アレルゲンアイ ELISAⅡシリーズの反応停止液について記載

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : アレルゲンアイ ELISAⅡシリーズの反応停止液
反応停止液が含まれる商品 : アレルゲンアイ ELISAⅡ卵 (077834)
アレルゲンアイ ELISAⅡ牛乳 (077836)
アレルゲンアイ ELISAⅡ小麦 (077847)
アレルゲンアイ ELISAⅡそば (077852)
アレルゲンアイ ELISAⅡ落花生 (077860)
会社名 : プリマハムグループ 株式会社つくば食品評価センター
住所 : 〒300-0841 茨城県土浦市中向原 635
担当部門 : 検査試薬事業部
電話番号 : 029-841-8950
FAX 番号 : 029-842-4946
メールアドレス : Allergeneye@primaham.co.jp
緊急連絡電話番号 : 029-841-8950
推奨用途及び使用上の制限 : 食物アレルゲン検査用
整理番号 (SDS NO) : Allergeneye_ELISAⅡ_reaction_stop_solution, 2025/5/20

2. 危険有害性の要約

【GHS 分類】

物理化学的危険性	引火性液体	: 区分外
健康有害性	急性毒性(経口)	: 区分外
	急性毒性(経皮)	: 区分外
	急性毒性(吸入:粉塵ミスト)	: 区分外
	皮膚腐食性及び皮膚刺激性	: 区分 1
	眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	: 区分 1
	呼吸器感作性	: 区分 1
	皮膚感作性	: 区分外
	生殖細胞変異原性	: 分類できない
	発がん性	: 分類できない
	生殖毒性	: 分類できない
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	: 区分 2(呼吸器系)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	: 区分 2(歯、呼吸器系)
	吸引性呼吸器有害性	: 分類できない
環境有害性	水生環境有害性(急性)	: 区分 3
	水生環境有害性(長期間)	: 区分 3
	オゾン層への有害性	: 分類できない

【GHS ラベル要素】

絵表示又はシンボル



注意喚起語 : 危険

危険有害性情報

- ・重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷
- ・重篤な眼の損傷
- ・吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ（反応停止液）
- ・臓器（呼吸器系）の障害のおそれ
- ・長期にわたる、又は反復ばく露による臓器（歯、呼吸器系）の障害のおそれ
- ・水生生物に有害
- ・長期継続的影響により水生生物に有害

注意書き

〔安全対策〕

- ・粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
- ・取扱い後は手及び眼をよく洗うこと。
- ・保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
- ・粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。
- ・呼吸用保護具を着用すること。
- ・この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
- ・環境への放出を避けること。

〔応急措置〕

- ・飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
- ・皮膚（又は髪）に付着した場合：汚染された衣類を直ちに全て脱ぐこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。
- ・汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
- ・吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・直ちに医師に連絡すること。
- ・眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- ・皮膚に付着した場合：多量の水と石けん（鹼）で洗うこと。
- ・皮膚刺激が生じた場合：医師の診断/手当てを受けること。
- ・汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
- ・呼吸に関する症状が出た場合：医師に連絡すること。
- ・ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
- ・気分が悪いときは、医師の診断/手当てを受けること。
- ・施錠して保管すること。
- ・内容物/容器を国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。

〔保管〕

〔廃棄〕

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物

反応停止液

成分	濃度範囲 (%)	化学式	官報公示整理番号	CAS No.
塩化水素	1. 82	HCl	1-215 (化審法・安衛法)	7647-01-0
硫酸	2. 45	H ₂ SO ₄	1-430 (化審法・安衛法)	7664-93-9
その他	95. 73	非公開	非公開	非公開

4. 応急措置

- | | |
|-----------|---|
| 吸入した場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 空気の新鮮な場所に移動させ、体を毛布等で覆い保温し安静に保つ。 ・ 呼吸困難に陥った場合は、衣類を緩め気道を確保した上で酸素吸入あるいは人工呼吸を行う。 |
| 皮膚に付着した場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて医療措置を受ける。 ・ 汚染された衣類、靴等を速やかに脱ぎ捨てる。 ・ 付着した部分は流水で流した後、石けんを用いてよく洗い落とす。 ・ 痒み、痛み等、皮膚に異常が生じた場合は医師の診察を受ける。 |
| 眼に入った場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 洗眼の際、まぶたを指でよく開き、眼球のすみずみまでよく水が行きわたるように眼を上下左右に動かす。 ・ 必要に応じて医療措置を受ける。 ・ 清浄な多量の水で最低 15 分間眼を洗浄した後、眼科医の手当を受ける。 |
| 飲み込んだ場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 無理に吐かせてはならない。 ・ 水で口の中をすすぎ、水を飲ませて希釈する。 ・ 嘔吐が自然に起こった場合は、気管に入らないように身体を傾ける。 ・ 異常を感じた場合は、医師の診察を受ける。 |

5. 火災時の措置

- この製品自体は不燃性であるが、容器/包装等が燃えた場合は、通常の方法で消火する。
- | | |
|--------------|---|
| 消 火 剤 | ・ 二酸化炭素、泡、粉末、乾燥砂、水噴霧 |
| 使ってはならない消火剤 | ・ データなし |
| 火災時の特有の危険有害性 | ・ 容器/包装等が燃焼すると、有毒なガス(一酸化炭素等)が発生するおそれがある。 |
| 特有の消火方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 初期の火災には、粉末、二酸化炭素、乾燥砂などを用いる。 ・ 大規模火災の場合は、泡消火剤で空気を遮断し、一気に消火する。 ・ 周辺火災の場合は、周辺の設備などに散水して冷却する。 ・ 移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。 ・ 消火水や希釈水の流出により環境汚染を引き起こさないように注意する。 |
| 消火を行う者の保護 | ・ 消火作業は必ず自給式呼吸器等の保護具を着用し、風上から行う。 |

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置
- ・ 必要に応じて漏出した場所の周辺にロープを張るなどして関係者以外の立入りを禁止する。
 - ・ 回収作業の際には保護具を着用すること。
 - ・ 風下で回収作業をしてはならない。
- 環境に対する注意事項
- ・ 土壌に浸透させてはならない。
 - ・ 下水、河川、排水溝等に流してはならない。
- 封じ込め及び浄化の方法及び機材
- ・ ペーパータオル、ウエス等に吸収させ、密閉式の容器に回収する。
 - ・ 回収物は「13. 廃棄上の注意」の項の記載に準じて処分する。

7. 取扱い及び保管上の注意

- | | |
|-------|---|
| 取 扱 い | <ul style="list-style-type: none"> ・ 局所排気装置を用いる等、換気の良い場所で取扱う。 ・ 長期間の取扱い、あるいは反復したばく露はできる限り避ける。 ・ ばく露のおそれがある場合には、適切な保護具を着用する。 ・ 作業後は石けんを用いて手洗いや洗顔を励行する。 |
| 保 管 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃液は、下水、排水溝等に流さず、空容器に回収する。 ・ 冷蔵(2～8℃)の光の当たらない場所で保管する。 ・ 混触危険物質から離して保管する。(第 10 項参照) ・ 容器は密閉して保管すること。 |

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策 ・必要に応じて設備／装置全体を密閉化するか、局所排気装置を設置する。
 ・取扱い場所近くに、洗眼器および身体洗浄シャワーを設置する。

管理濃度 作業環境評価基準

・設定されていない

許容濃度

日本産業衛生学会¹⁾

・(最大許容濃度)2ppm(塩化水素)

・(最大許容濃度)1mg/m³(硫酸)

ACGIH-TLV²⁾

・(最大許容濃度)(TWA)2ppm(塩化水素)

・(TWA)0.2mg/m³(T)(硫酸)

注)(TWA):時間加重平均値(8時間) (T):thoracic fraction

保護具

必要に応じて以下の保護具を使用する。

呼吸用保護具 : 酸性ガスマスク、送気マスク、空気呼吸器等

手の保護具 : 不浸透性の保護手袋

眼の保護具 : 保護眼鏡又は防災面

皮膚及び身体の保護具 : 不浸透性の保護衣、保護長靴、前掛け

9. 物理的及び化学的性質

外 観 : 無色液体

臭 い : 無臭

臭いの閾値 : データなし

pH : 0.6

融点・凝固点 : データなし

沸点、初留点と沸騰範囲 : データなし

引火点 : 引火しない(不燃性)

蒸発速度 : データなし

燃焼性(固体、気体) : データなし

燃焼又は爆発範囲の上限・下限

: データなし

蒸気圧 : データなし

蒸気密度 : データなし

比 重 : データなし

溶解度 : 水に可溶

n-オクタノール/水分配係数

: データなし

自然発火温度 : データなし

分解温度 : データなし

粘 度 : データなし

(参考データ)³⁾

融点・凝固点 : -114.2℃(塩化水素)、10℃(硫酸)

沸点、初留点と沸騰範囲 : -85.1℃(塩化水素)

蒸気圧 : <10Pa(20℃)(ほとんどない)(硫酸)

蒸気密度 : 1.3(塩化水素)、3.4(硫酸)

比 重 : 密度:1.00045g/l(気体)(塩化水素)、1.8(20℃)(硫酸)

溶解度 : 67g/100mL(溶ける)(30℃)(塩化水素)、混和する(20℃)(硫酸)

n-オクタノール/水分配係数

: 0.25(塩化水素)

10. 安定性及び反応性

反 応 性	・ 危険有害反応可能性の項参照。
安 定 性	・ 通常の取扱い条件においては安定。
危険有害反応可能性	・ 混触危険物質に触れると反応するおそれがある。
	・ 成分である塩酸、硫酸は金属を腐食し、引火性ガス（水素）を発生するおそれがある。
	成分の塩酸は、酸化剤と反応し、有毒ガス（塩素）を発生するおそれがある。
	燃焼により、有毒ガス（硫黄酸化物等）が発生するおそれがある。
避けるべき条件	・ 直射日光、高温
混触危険物質 ³⁾	・ 酸化剤、可燃性物質、還元性物質、塩基、金属
危険有害な分解生成物	・ 水素、塩素、硫黄酸化物等

11. 有害性情報

製品としてのデータはないが、成分としてのデータを以下に記す。

急性毒性	
[経口毒性]	
塩化水素	ラット LD ₅₀ 238 mg/kg ⁴⁾
硫酸	ラット LD ₅₀ 2140 mg/kg ⁴⁾
[経皮毒性]	
塩化水素	ウサギ ⁵⁾ LD ₅₀ >5010 mg/kg ⁴⁾
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	
製品	pH が 0.6 であるため、区分 1 とした。
塩化水素	ウサギ ⁵⁾ を用いた皮膚刺激性試験の結果、腐食を伴う重度の刺激性を示した。 ⁴⁾
硫酸	濃硫酸の pH は 1 以下であることから、GHS 分類基準に従い腐食性物質と判断した。 ⁴⁾
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	
製品	pH が 0.6 であるため、区分 1 とした。
塩化水素	ウサギ ⁵⁾ を用いた眼刺激性試験の結果、腐食を伴う重度の刺激性を示した。 ⁴⁾
硫酸	ウサギ ⁵⁾ を用いた眼刺激性試験の結果、重度の刺激性を示した。 ⁴⁾
呼吸器感作性	
塩化水素	職業性アレルギーの感作性化学物質の一つとしてリストアップされている。 ⁴⁾
皮膚感作性	
塩化水素	ヒトでの皮膚感作性試験の結果、陰性だった。 ⁴⁾
硫酸	試験データはないが、ヒトに対してアレルギー性を示さないとの結論が得られている。 ⁴⁾
発がん性	
塩化水素	IARC：3(ヒト発がん性について分類できない) ²⁾ ACGIH：A4(発がん性物質として分類できない) ²⁾
硫酸	※硫酸を含む無機強酸のミストへの職業ばく露についての分類 ⁴⁾ IARC：1(ヒト発がん性がある) ²⁾ ACGIH：A2(ヒトに対して発がん性の可能性がある) ²⁾ NTP：K(ヒト発がん性因子であることが知られている) ²⁾
生殖毒性	
硫酸	ウサギ ⁵⁾ 、マウスを用いた発生毒性試験の結果、胎児への悪影響は認められなかった。 ⁴⁾
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	
塩化水素	呼吸器系への障害が報告されている。 ⁴⁾
硫酸	呼吸器系への障害が報告されている。 ⁴⁾
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	

塩化水素	長期にわたる、又は反復ばく露による歯、呼吸器系への障害が報告されている。 ⁴⁾
硫酸	長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器系への障害が報告されている。 ⁴⁾
吸引性呼吸器有害性	記載すべき成分データなし

12. 環境影響情報

生態毒性	
塩化水素	オシジ`ンコ EC ₅₀ (48h) 0.492 mg/L ⁴⁾ 水生生物に対して極めて有毒である。 ⁴⁾ 長期継続的影響による有害性は、GHS 有害性区分より低い。 ⁴⁾
硫酸	ブル`ギ`ル LC ₅₀ (96h) 16~28 mg/L ⁴⁾ カタ`ヤ`ン NOEC(45d)(pH=6.0) 0.025 mg/L ⁴⁾ 水生生物に対して有害である。 ⁴⁾ 長期継続的影響によって水生生物に対して極めて有毒である。 ⁴⁾ 注)LC ₅₀ :半数致死濃度 EC ₅₀ :半数遊泳阻害濃度 NOEC:無影響濃度
生体蓄積性	記載すべき成分データなし
土壌中の移動性	記載すべき成分データなし
オゾン層への有害性	記載すべき成分データなし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	・ 廃棄の際に、可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。 ・ 多量の場合は認可を受けた専門業者に委託する。 ・ 土壌に浸透させたり、下水、河川等に流してはならない。 ・ 関係法令を遵守し、自治体の指示に従うこと。
汚染容器及び包装	・ 容器は洗浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行うこと。 ・ 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国連番号	: 3264
品 名	: その他の腐食性液体、酸性、無機物、他に品名が明示されていないもの(塩酸、硫酸混合物)
国連分類	: 8(腐食性物質)
容器等級	: II
応急措置指針番号	: 154
海洋汚染物質	: 非該当
輸送又は輸送手段に関する特別な安全対策	・ 船舶又は航空機で輸送する場合は「UN」マーク入り容器を使用し標札を表示する。 ・ 車両等によって運搬する場合は、荷送人は運送人に運送注意書(イエローカード)を渡す。 ・ 容器の破損、洩れ、栓の閉まり具合を確かめ、衝撃、転倒、落下、破損のないように積み込み、荷崩れ防止を確実に行う。 ・ 冷蔵(2~8℃)で光が当たらないように輸送する。 ・ 「7. 取扱い及び保管上の注意」の記載に準じて取扱う。 ・ 輸送関係法規を厳守する。

15. 適用法令

消 防 法	: 非該当
労働安全衛生法	: 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物(リスクアセスメント対象)(塩化水素、硫酸) 特化則 第3類物質(塩化水素、硫酸)
労働基準法	: 疾病化学物質(塩化水素(法文名:塩酸(塩化水素を含む))、硫酸)
毒劇物取締法	: 非該当
化学物質排出把握管理促進法(PRTR 法)	: 非該当
水質汚濁防止法	: 指定物質(塩化水素、硫酸)
大気汚染防止法	: 特定物質(塩化水素、硫酸)
船舶安全法	: 危規則告示 腐食性物質(製品)
港 則 法	: 危規則告示 腐食性物質(製品)
航 空 法	: 告示 腐食性物質(製品)

16. その他の情報

引用文献	: 有機化合物辞典 (1985) : 科学大辞典 (1964) : 化学物質総合情報提供システム(NITE) : 化審法データベース : 化学物質等法規制便覧改訂第4版 (2004)
------	---

本データシートは、現時点で入手できる資料、情報に基づいて作成していますが、すべての情報を網羅しているものではありません。

また、注意事項は通常の実施を前提としたものであって、特殊な取扱いをする場合にはその用途・用法に応じて安全対策を実施してください。

記載されている値は安全な取扱いのための参考情報であり、いかなる保証をなすものではありません。